

高齢者虐待の防止のための指針

社会福祉法人 平成会

軽費老人ホーム ケアハウス青い鳥

デイサービスセンター フェニックス

生活支援ハウス アイビス

介護付有料老人ホーム シーガル

(目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人 平成会が運営する事業（以下、「法人事業」という）に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする

(対象とする虐待)

第2条 この指針において虐待とは、職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう

- (1) 利用者の身体に外傷が生じる、または生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 正当な利用なく利用者の身体を拘束すること
- (3) 利用者にわいせつな行為をすることまたはわいせつな行為をさせること
- (4) 利用者に対する暴言、拒絶的な対応、不当な差別的な言動、心理的外傷を与える言動を行なうこと
- (5) 利用者を衰弱させるような減食、長時間の放置その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- (6) 利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産上の利益を得ること

(虐待に対する基本方針)

第3条 職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない

(虐待の通報及び発見)

第4条 虐待を受けた利用者及びその家族等、職員等からの虐待の通報があるときは、本指針に基づき対応しなければならない

2 職員は虐待を発見した時は、虐待防止受付担当者に通報しなければならない

(虐待防止対応責任者)

第5条 本方針による虐待防止の責任主体を明確にするため、法人に虐待防止対応責任者を設置する

2 虐待防止対応責任者は、施設長があたるものとする

(虐待防止対応責任者の職務)

第6条 虐待防止対応責任者の職務は次のとおりとする

- ①虐待内容及び原因、解決策の検討
- ②虐待防止のための虐待を受けた利用者及びその家族等との話し合い
- ③第三者委員への虐待防止対応結果の報告
- ④当事者等及び第三者委員への虐待原因の改善状況の報告

- ⑤虐待を行った職員への対応
- ⑥市町村への報告

(虐待防止受付担当者)

- 第7条 法人事業の利用者が虐待通報を行いやすくするために、法人に虐待防止受付担当者を設置する
- 2 虐待防止受付担当者は生活相談員とする
 - 3 職員は、虐待防止受付担当者の不在時等に虐待通報があった場合には、虐待防止受付担当者に代わって通報を受け付けなければならない
 - 4 虐待の通報を受け付けた職員は、遅滞なく虐待受付担当者にその内容を報告しなければならない

(虐待防止受付担当者の職務)

第8条 虐待防止受付担当者の職務は次のとおりとする

- ①利用者及びその家族からの虐待通報受付
- ②職員からの虐待通報受付
- ③虐待内容、利用者及びその家族等の意向の確認と記録
- ④虐待防止対応責任者への虐待内容の報告
- ⑤虐待防止対応責任者への虐待改善状況の報告

(虐待防止対応の周知)

第9条 虐待防止対応責任者は、重要事項説明書及びホームページへの記載、施設内への掲示等により、この指針に基づく虐待防止対応について周知を図らなければならない

(虐待通報の受付)

- 第10条 虐待の通報は、別に定める「虐待通報書」によるほか、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができる
- 2 虐待防止受付担当者は、虐待通報を受け付けた際に「虐待通報の受付・経過記録書」を作成し、その内容を虐待通報者に確認するものとする。なお、通報者名の記載については、通報者本人の同意を必要とする

(虐待の報告・確認)

- 第11条 虐待防止受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止対応責任者に報告する
- 2 虐待防止対応責任者は、利用者への虐待又は虐待の疑いがあった場合、市町村へすみやかに報告する

(虐待解決に向けた協議)

- 第12条 虐待防止対応責任者は、虐待通報の内容を正確に理解するために、虐待通報者及び当該利用者から通報内容を詳細に聞き取るものとする
- 2 虐待防止対応責任者は、当事職員と解決に向けた話し合いを行う
 - 3 前項による話し合いは、原則として虐待通報のあった日から7日以内に行わなければならないものとする
 - 4 虐待通報及び虐待防止対応責任者は、必要に応じて第三者委員に助言を求めることができるものとする

(虐待解決に向けた記録・報告)

第13条 虐待防止対応責任者は、虐待通報受付から解決、改善までの経緯と結果について書面により記録する

2 虐待防止対応責任者は、虐待通報者に改善を約束した事項について、虐待通報者及び第三者委員に対して別に定める「改善結果（状況）報告書」により報告する。報告は、原則として話し合いを終了した日から14日以内に行わなければならない

3 虐待防止対応責任者は、虐待通報者、利用者及びその家族が満足する解決が図られなかった場合には、市の苦情相談窓口及び青森県運営適正化委員会等の窓口を紹介するものとする

(解決結果の公表)

第14条 サービスの質の向上を図るため、本指針に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告書に記載する

(虐待防止のための職員等研修)

第15条 虐待防止対応責任者は、虐待防止啓発のための定期的な職員の研修を行わなければならない

(虐待防止検討委員会の設置)

第16条 虐待防止対応責任者は、虐待防止を図るために、虐待防止検討委員会を設置しなければならない。その虐待防止検討委員会は、教育委員会の位置づけとし、兼ねる

2 虐待防止検討委員会は、定期的又は虐待発生の都度開催しなければならない

3 虐待防止検討委員会の委員長は、虐待防止対応責任者とする

4 必要のある場合は、第三者委員に虐待防止検討委員会への参加を求めることができる

5 虐待防止検討委員は、日頃より虐待防止の啓発に努めなければならない

(権利擁護のための成年後見制度)

第17条 虐待防止対応責任者は、利用者の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を利用者及びその家族等に啓発する

(利用者等に対する指針の閲覧)

第18条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができ、また、当法人HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする

(改廃)

第19条 本指針の改定は、必要に応じて虐待防止検討委員会が行うものとする

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する

令和5年4月1日 一部改正